

## 浜松市教育委員会会議録

- 1 開催日時 令和7年11月25日(火)  
14時00分～14時44分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階  
教育委員会室
- 3 出席状況
- |          |         |
|----------|---------|
| 教 育 長    | 野 秋 愛 美 |
| 教育長職務代理者 | 田 中 佐和子 |
| 委 員      | 神 谷 紀 彦 |
| 委 員      | 鈴 木 重 治 |
| 委 員      | 下 鶴 志 美 |
| 委 員      | 高 木 邦 子 |
- (職員)
- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 学校教育部長          | 吉 積 慶 太 |
| 学校教育部次長(教育総務課長) | 鈴 木 健一郎 |
| 学校教育部次長(教職員課長)  | 池 沼 光 徳 |
| 学校教育部参事(教育総務課)  | 鈴 木 公 一 |
| 学校・地域連携課長       | 佐 藤 智 香 |
| 教育支援課長          | 南 瀬 悦 司 |
| 教職員課採用管理担当課長    | 飯 島 美智子 |
- (事務局職員)
- |          |         |
|----------|---------|
| 教育総務課専門監 | 川 副 哲 士 |
| 教育総務課副主幹 | 澤 木 翔   |
| 教育総務課主任  | 藤 井 美 希 |
- 4 傍聴者 1名
- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 藤井 美希
- 7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録  
録音の有無 無

## 8 会議記録

(教育長) 令和7年11月25日の浜松市教育委員会を開催する。

傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 1人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するということによろしいか。会議途中でも申し出があれば許可することによろしいか。

(異議なし)

(教育長) 許可する。

前回会議録の報告及び承認は回覧をもってお願いする。

本日の会議録署名人は、下鶴委員と高木委員にお願いする。

会期は本日限りである。

本日は、議案が1件、報告が3件である。

最初に、第59号議案「浜松市 教育職員の給与に関する規則及び浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について」教職員課から説明をお願いする。

(教職員課) 第59号議案「浜松市 教育職員の給与に関する規則及び浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について」説明する。

議案の説明に先立ち、今回の議案につき一点申し上げる。今回の規則改正は、先だって議会への提案を審議いただいた本市人事委員会勧告を受けての条例改正に伴い実施するものであるが、条例と同様に、改正内容に通勤手当及び勤勉手当に関する改定があるため、手当の基準日である12月1日までに改正する必要がある。本規則の審議に平行して人事委員会にも審議をお願いしているところであり、本日の審議後に人事委員会での審議が行われる予定である。既に人事委員会事務局には規則案を提示し、内諾を得ているため、本日の審議においては人事委員会の同意を前提としていただきたい。

9ページをお願いする。提案理由であるが、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえた浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、通勤手当及び勤勉手当の成績率について改正を行うものである。

改正内容の1つ目、通勤手当であるが、条例の一部改正により、通勤手当の上限額が改定されることに伴い、交通用具を使用する職員に対する通勤手当の額を記載しております表のとおり、自動車等の使用距離の区分に応じ通勤手当を改定するものである。資料にある表は、現行の手当額と改正後の手当額を比較したものである。具体的には、「10 km以上 15 km未満」以上の距離区分について、200円から7,100円の幅で引き上げるものである。

続いて、2つ目、勤勉手当の成績率であるが、条例の一部改正により、勤勉手当の

支給割合が改定されることに伴い、勤勉手当の成績率を改定するものである。資料の表は、勤勉手当の成績率について、現行の成績率と改正後の令和7年12月及び令和8年度以降の成績率を比較したものである。

まず、(1)一般職の教育職員についてであるが、区分欄の上から3つ目「勤務の成績が良好な職員」の欄の率を標準の支給割合としている。今回の条例改正で勤勉手当の支給割合が100分の2.5加算されている。令和7年12月については、既に6月に従前の支給割合で勤勉手当が支給されているため、100分の2.5をそのまま加算し、令和8年6月以降は100分の1.25ずつを6月・12月に按分して加算する改正となっている。なお、勤務の成績が特に優秀な職員及び勤務の成績が優秀な職員については、区分欄の上から1つ目、2つ目の欄に記載した率の範囲内で成績に応じた支給割合とするものである。こちらの割合も、標準の支給割合に合わせて改定している。

また、今回の組合交渉を経て、勤務の成績が特に優秀な職員の上限について、平均の支給月数の3倍となるよう改正している。この改正は、去年の人事委員会の報告を踏まえた制度の見直しとなる。なお、平均の支給月数は令和7年12月期が100分の107.5、令和8年6月期以降は100分の106.25である。

次に(2)定年前再任用短時間勤務職員についてであるが、一般職の教育職員と同様に勤勉手当の支給割合が条例の一部改正により改定されているため、勤勉手当の成績率を表のとおり改めるものである。区分欄の上から2つ目、「勤務の成績が良好な職員」の欄の率を標準の支給割合としている。今回の条例改正で定年前再任用短時間勤務職員についても支給割合が100分の2.5加算されているため、一般の職員と同様に、令和7年12月については100分の2.5、令和8年6月以降は100分の1.25ずつを6月・12月に按分して加算する改正となっている。また、定年前再任用短時間勤務職員については、特に優秀の区分を設けていないため、勤務の成績が優秀な職員については、区分欄の1つ目に記載した率を基準に支給割合を決定する。この割合についても、一般の職員と同様に、標準の支給割合に合わせて改定している。

最後に、施行期日等であるが、この教育委員会規則は、令和7年12月1日に施行するものである。なお、第3条の規定は、令和8年4月1日に施行するものとし、第1条及び第2条の規定の内容は、令和7年4月1日から適用するものである。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

(報 告)

ア 休日部活動の地域展開の周知について (学校・地域連携課)

イ 令和8年度実施 教員採用選考試験について (教職員課)

ウ 令和8年度浜松市奨学生の選考結果について (教育支援課)

(教育長) 以上で本日の教育委員会を終了する。